

4 賛助会員等規程

(目的)

第1条 この規程は、公益財団法人佐賀県体育協会（以下「本協会」という）定款第10条の規定に基づき賛助会員及びオフィシャルパートナー企業について必要な事項を定める。

(賛助会員)

第2条 賛助会員（個人、企業・団体）とは、本協会の目的に賛同して入会した者をいう。

2 賛助会員は次の特典を享受することができる。

- (1) 体協時報・ホームページへの掲載
- (2) 本協会発行物の提供（年2回）
- (3) 企業・団体名をスポーツ会館ロビーに掲示
- (4) 本協会のロゴマーク使用
- (5) 免税措置

(オフィシャルパートナー企業)

第3条 オフィシャルパートナー企業とは、本協会の目的に賛同して拠出した企業をいう。

2 オフィシャルパートナー企業は、第2条第2項の(1)～(5)の他、次の特典を享受することができる。

- (1) 各種スポーツ式典行事等への参加招待
- (2) 佐賀県内公共スポーツ施設に企業名広告掲載ポスターを掲示
- (3) 佐賀県体育協会ホームページへのバナー広告掲載
- (4) ケーブルテレビに企業名広告掲載

(賛助会費)

第4条 賛助会員は次に定める会費を毎年度納入するものとする。

- (1) 個人会員 年額 1口 5,000円（何口でも可）
- (2) 法人・団体会員 年額 1口 10,000円（何口でも可）

2 退会による会費の返還は行わない。

(賛助金)

第5条 オフィシャルパートナー企業は次に定める会費を毎年度納入するものとする。

- (1) オフィシャルパートナー企業 年額 1口 500,000円（何口でも可）

2 退会による賛助金の返還は行わない。

(賛助会費・賛助金の使途)

第6条 使途については、本協会定款第4条の公益目的事業に使用するものとする。ただし、50%の範囲内で法人会計の管理費に充てることができる。

(改 廃)

第7条 この規定の改廃は、理事会及び評議員会の決議を経て行う。

附 則

- 1 この規程は、平成25年4月1日から施行する。
- 2 平成27年3月12日一部改正
- 3 平成27年10月28日一部改正